

特例輸入者等承認・認定申請書（C-9000）

「**あて先税関長**」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業務を行う営業所の所在地を所轄するいざれかの税関長の職名を記載する。

「**輸出入者符号**」欄には、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）25-6 の規定に準じて申請者が保有する符号を記載する。

「**代理人**」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。

「**関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名**」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。

「**関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいざれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか・関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか・関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいざれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）**」欄の具体的な記載方法は、次による。

- (1) 関税法第 7 条の 5 第 1 号ホ又は同法第 67 条の 6 第 1 号へに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載させることとなるので留意する。
- (2) 同法第 7 条の 5 第 1 号トに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「關税等」という。）を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。
- (3) 特定保税承認者の承認申請にあっては關税法第 51 条第 1 号イからハまで（法第 62 条において準用する場合を含む。）のいざれか、特定保税運送者の承認申請にあっては同法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいざれか、認定製造者の認定申請にあたっては同法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 6 第 1 号イからチまでのいざれか、認定通関業者の認定申請にあっては同法第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでのいざれかについて記載する。

「**許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地**」欄には、關税法第 50 条第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載の上、添付する。

「**その他参考となるべき事項**」欄には、会社概況（資本金を含む。）、社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。

なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかに

する書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。

また、申請者（法人である場合にはその役員及び関税法施行規則第1条の3第1号、第4条の5第1号、第7条の4第1号、第8条の3第1号、第8条の5第1号、第9条の8第1号に規定する部門における責任者（以下「各部門の責任者」という。）を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。なお、都道府県警察から、暴力団員等であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合等において、税関から求めがあったときは、本籍及び住所が記載された戸籍謄本等を提出するものとする。

(1) 特例輸入者の承認申請

- ① 関税法基本通達7の2-5(2)ホからルまでに掲げる事項
- ② その他参考となるべき事項

(2) 特定保税承認者の承認申請

- ① 貨物管理業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財閥第418号）2(2)②に規定する者をいう。）の氏名及び職名
- ② 申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場の名称
- ③ 申請者が貨物管理業務の一部を「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先に委託している場合（関税法基本通達34の2-11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに業務委託に関する契約の内容等
- ④ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
- ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 特定保税運送者の承認申請

- ① 申請者が国際運送貨物取扱業者である場合には、関税法施行令第55条の2各号のいずれに該当するかの別
- ② 申請者が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
- ③ 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務に直接携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財閥第418号）2(3)②において準用する(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、職名及び履歴
- ④ 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。）
- ⑤ 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況
- ⑥ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の1⑤及び4⑤に規定する委託先
- ⑦ その他参考となるべき事項

(4) 特定輸出者の承認申請

- ① 関税法基本通達67の3-4(2)ホからヲまでに掲げる事項
- ② その他参考となるべき事項

(5) 認定製造者の認定申請

- ① 特定製造貨物輸出者（その者が法人以外の場合に限る。）の住所又は居所及び氏名、性別、生年月日及び履歴
- ② 特定製造貨物輸出者（その者が法人である場合に限る。）の住所又は居所及び名称、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金
- ③ 申請者について法第67条の13第3項第1号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実
- ④ 特定製造貨物輸出者について法第67条の13第3項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実
- ⑤ 特定製造貨物管理業務（法第67条の13第3項第2号イ及びロに規定する業務を

いう。) に直接携わる担当者 (「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財閥第 418 号) 2(5)③において準用する(1)②に規定する担当者をいう。) の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

- ⑥ 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称
- ⑦ 特定製造貨物輸出者のコード(外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵閥第 1048 号) 25-6 に規定する符号をいい、特定製造貨物輸出申告を通閥業者に委託して行う場合における当該通閥業者の利用者コード (輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。))
- ⑧ 直近の事業年度 (四半期決算を含む。) に係る財務状況
- ⑨ 特定製造貨物の管理 (通閥業務を含む。) を関連会社等に委託している場合の委託先
- ⑩ その他参考となるべき事項

(6) 認定通閥業者の認定申請

- ① 通閥業法施行令第 14 条第 1 項第 2 号に規定する二号税閥長 (申請者が通閥業務を行う営業所が複数ある場合に限る。)
- ② 申請者が通閥業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
- ③ 通閥業務及び関連業務に携わる担当者 (「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財閥第 418 号) 2(6)③において準用する(1)②に規定する担当者をいう。) の氏名、職名及び履歴
- ④ 特例申告貨物 (法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。) に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称
- ⑤ 輸出入・港湾関連情報処理システムの利用者コード (通閥業法第 8 条の規定に基づく許可を受けた営業所 (以下「通閥業営業所」という。) に係るものに限る。)
- ⑥ 直近の事業年度 (四半期決算を含む。) に係る財務状況
- ⑦ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙 2 の 1 ⑤及び 4 ⑤に規定する委託先
- ⑧ その他参考となるべき事項

「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先 (電子メールアドレスを含む。) を記載し、通閥業者による代理申請の場合には、通閥業者についても同様に記載することとする。